

西大台利用調整地区「大台ヶ原周回線歩道事業」個別事項対応案

近畿地方環境事務所

1. はじめに

西大台利用調整地区区域の概要（公園計画書 H18. 12. 26 抜粋）

西大台は冷温帯性広葉樹林のウラジロモミブナ群落が分布しており、西日本の太平洋側においてブナが優先する森林がまとまってみられる貴重な地域となっている。

西大台を含む大台ヶ原では、様々な要因で森林生態系の衰退が進行しているが、東大台と比べて相対的に良好な自然林が残されている西大台においても下層植生や後継樹の減少などが確認されており、また、施設整備が積極的に行われていないことから利用による影響を受けやすい状態にあるとともに、利用の増加、利用者のマナー低下が見うけられ、景観への影響が懸念される。よって、一定のルールとコントロールの下で適正な公園利用を行い、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を承継する。

2. 個別事項対応

西大台利用調整地区指定の目的を達成するため、西大台は、吉野熊野国立公園の中でも特に自然性を保持している特性を活かし、極力自然の状態を維持する。

利用調整地区の維持に当たっては、地域内の自然性を維持するため、特に施設の整備は原則として行わない。ただし、植生の保護及び利用者の安全を確保する観点から特に必要な場合は、この限りでない。

利用のコントロールのための歩道・施設の維持にあたっては、植生の保護及び利用者の安全の確保に限定し、普及啓発、事前周知による対策の可能性について十分検討した上で必要最小限に留める。

また、人為的影響により植生が荒廃した場所については、荒廃の進行を抑制するために必要な措置を講じる。荒廃した植生の自然回復が困難な場所については、植生復元措置を講じる。

(1) 歩道における標識等の誘導方法について

歩道上に設置している誘導標識については、原則増設しない。ルートに関する効果的な周知方法として、ガイド付帯の推奨、事前レクチャーやセルフガイド冊子、ホームページ、パンフレット等による整備状況の周知を実施する。

現在設置している誘導標識、誘導ロープについて、位置、機能を確認するとともに、その必要性を検討し、不要なものについては時機を見ながら撤去する。

同時に登山道の分岐点等、道迷いの可能性の高い場所、道迷いが発生している箇所について確認するとともに、誘導ロープ及び誘導標識を必要最小限設置する。

なお、今後設置する誘導標識については意匠や表示内容の統一をおこなうものとする。

(2) 渡渉点について

渡渉点の位置を明示する為のロープを設置するとともに、登山者に対し渡渉点の存在の事前周知をHPや事前レクチャーで行うこととする。

今後、河川環境の状況変化等により渡渉が困難となった場合にはルート変更もしくは架橋など施設整備を含めて検討し適切な対策を講じる。

(3) 休憩場所について

利用者が無秩序に登山道脇の土地を利用することによる植生荒廃や土砂流出の進行を防ぐため、必要と判断される場合は、現場周辺倒木等をそのまま使用するなど簡易な腰掛け程度のものを設置し、休憩場所の範囲をある程度限定し、明確化する。

(4) 倒木・枯木について

枯木については利用者に危険を及ぼすと確認された場合は、安全面から伐採等により必要な処置を講ずる。

倒木については登山道利用に障害となる場合、利用による複線化を誘発するため、登山道機能を確保するための処理を行う。

なお、傾倒しながらも生存している樹木については、利用者に対し速やかに通過することを促す看板を設置するなどの措置を講じる。

(5) 洗堀への対応について

利用者の歩行や雨水の流下による登山道の洗堀は、放置することにより、路面が荒廃することで歩行困難な状況となり、迂回路の発生を誘発したり、流下した土砂が堆積し周辺の植生に影響を及ぼすため、その必要性について検討した上、措置を講じる。

なお、措置に当たっては、倒木や周辺の転石（苔むしてないもの）を使用し、水の分散が図れるよう考慮する。

(6) 複線化への対応について

植生保護の観点から、複線化を解消するための方策（ロープや倒木の設置による誘導等）を実施する。心理的に複線化を誘発するような箇所については、既存歩道を利用者が自然に選択するような改善を行う。（例、樹木の根などで段差が大きいところに岩などを設置し、段差を小さくする措置）

なお、改善に当たってはできるだけ現地発生材を用いる。

3. 今後の検討課題

(1) 利用調整地区の出入り口における施設について

事前レクチャーを受けた者が利用調整地区へ立ち入る場合、また、無断での立ち入りや、誤って立ち入ることを防止するため、利用者が認識しやすいよう、現状の標識の整理統合を検討する。

(2) トイレについて

利用の状況の見極めや地域全体の管理システムの構築を視野にふまえて検討する。